

【障害児の地域区分】

＜平成27年度＞15区分

※旧障害児施設は以下の地域区分コード(児→者)

平成27年4月サービス提供分から変更します。

市町村名の二重下線は変更となる市町村です。

児童デイサービスから移行した障害児事業所は、○級地(旧児童デイサービス)⇒○級地にすべての移行事業所で変更となります。

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他
地域区分コード(児→児)	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	24	25	23
地域区分コード(児→者)	21	22	23	24	25	26	27	29	30	31	32	33	34	35	28
※地域区分コードは平成27年4月サービス提供分以降変更します。 ※指定事業所等は「地域区分コード(児→児)」にて請求ください。 ※児童施設経過措置事業所は「地域区分コード(児→者)」にて請求ください。	23区	武蔵野市 町田市 国分寺市 国立市 狛江市 多摩市 稲城市 西東京市 福生市 清瀬市	八王子市 府中市 調布市 小平市 日野市 東久留米市	立川市 昭島市	青梅市 東村山市	三鷹市 小金井市 東大和市 あきる野市	東京都は無	東京都は無	東京都は無	東京都は無	東京都は無	武蔵村山市	東京都は無	東京都は無	羽村市 瑞穂町 奥多摩町 日の出町 檜原村 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村

※平成24年3月まで障害児施設支援を提供していた事業所が、平成24年4月以降障害福祉サービスを提供している場合は上表の地域区分コード(児→者)となり、地域区分は「●●級地(旧障害児施設)」で地域区分コードは21～35までとなります。

※東京都は7級地～11級地・13級地～14級地に該当する市町村はありません。